

JTB0B会関東支部家庭菜園同好会会則

(名称)

第1条 この会はJTB0B会関東支部家庭菜園同好会と称する。

(目的)

第2条 この会はメールその他の通信手段を媒体として、技術交換や会員相互の親睦を深め、家庭菜園の技術向上を図るとともに、喜びを共有し老後の生きがいに資することを目的とする。

(会の活動)

第3条 この会は、第2条に定める目的を遂行するため、次の事項に関する活動を行う。

- (1) 野菜・花作り技能の向上に努める。
- (2) JTB0B 会関東支部会員の希望者に対して、可能な限り教育訓練の実施に協力する。
- (3) JTB0B ならびに JTB グループに寄与する関連活動等については、必要に応じて協力または適切に対応する。
- (4) BOB 関東支部作品展については、可能な限り出品・即売等の協力をする。
- (5) 例会を随時実施する。但し、メール等による実施も妨げない。
- (6) 総会を年一回開催する。但し、メール・書面での開催も可能とする。
- (7) その他、この会運営上の重要事項に関しては、その都度会員の協議により決定する。

(事務局)

第4条 この会の事務局を事務局担当(副会長)に置く

(会員組織)

第5条 この会は以下の会員によって組織する。

- (1) JTB0B 関東支部の会員で、家庭菜園同好会の目的に賛同し、会員相互に、メール・アドレスを公開し、有志で構成する。
- (2) 会員はマナーを遵守し、会の円滑なる運営にあたるものとする。

(常任委員)

第6条 この会には次に定める常任委員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名～2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 1名

- 1. 常任委員は役員会を構成し、会の運営（事業計画）、会計報告、その他必要事項等を審議・推進する。
- 2. 次期委員の選出については、現常任委員が満期2ヶ月前までに指名決定会員に通知する。
- 3. 各委員の任期は1期2年とし、任期終了後の再任を妨げない

(常任委員の但務)

第7条 各委員の但務は次のとおりとする。

- (1) 会長 家庭菜園同好会を代表しその運営の中心となる
- (2) 副会長 会長を補佐し会長に事故ある時はその但務を代行する
- (3) 会計 家庭菜園同好会の収支に関する会計事務を但務する。
- (4) 監査 会計を監査する

(会費)

第8条 年会費については次のとおり定める。

- (1) 会費は当面の間無料とする。口座を郵便局に開設する。
- (2) 年度のいずれの時期でも入会する事が出来る。
- (3) 2017年度までの年会費は同好会の通信費、消耗品等の事務経費（会員の教材・外部講師料を含む）に充当する。
- (4) 1会計年度で残預金が生じた場合は翌年度に繰越すことを原則とする。

(会計年度)

第9条 会計年度は次のとおりとする。

- (1) 毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする
- (2) 会計年度終了後は監査を受け、会員に対し会計報告を速やかに行うこととする。

(その他事項)

第10条 この会則に定めていない事項で、会の運営上必要と想定される事項については、役員会でその都度審議し決定するものとする。